

オープンカウンタ方式参加心得書

独立行政法人日本万国博覧会記念機構

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）では、予定価格が一定額以下の物品等の調達については、見積相手方をあらかじめ特定せず、参加を希望する者からの見積書提出により受注者を決定する方法（以下「オープンカウンタ方式」という。）を採用し、公平性、透明性を高めるとともに受注意欲のある者への機会均等を図ることといたしましたので、下記記載事項を遵守の上、積極的な参加をお願い申し上げます。

記

1 対象

原則として予定価格が100万円以上160万円以下の備品・消耗品等の類で、オープンカウンタ方式を採用することが効果的であると認められる物品の調達を対象とする。

2 競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構から指名停止を受けている期間中でない者。
- (4) 平成22・23・24年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で近畿地域の参加資格を有する者、又は同地域内の地方公共団体で一般競争参加資格（「物品の販売」に類するもの）を有する者、若しくは過去3年間において当機構との取引実績（今回調達する物品に類するもの）のある者とする。
- (5) 当機構と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同機構が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等機構の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるものでないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3 見積合せ参加申込書及び見積書の様式等

参加者が使用する見積合せ参加申込書及び見積書の様式は、機構が件名毎に指定する様式に限るこ

ととする。

4 見積合せ参加申込書の提出

理事長が指定する期限内に経理課管財係に提出すること。

5 見積書の提出

見積書は、理事長が指定する時間内に、理事長が指定する場所に設置する箱に、封筒に入れて直接投函するものとし、郵送による提出は受け付けない。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者がした見積もり
- (2) 定められた様式以外の見積書による見積もり
- (3) 記名押印を欠く見積書による見積もり
- (4) 金額を訂正した見積書による見積もり
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書による見積もり
- (6) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をしたと認められる者による見積
- (7) 金額、物件名の記載がない見積もり
- (8) 本心得書を遵守しない者のした見積もり
- (9) 仕様説明会を開催した場合において、同説明会に出席しない者及び特別な理由がなく遅刻した者がした見積もり
- (10) 理事長が指定する時間内に見積書を提出しない者がした見積もり
- (11) 理事長が指定する場所に設置する箱に直接投函しない者がした見積もり
- (12) 同一人が見積もった2通以上の見積もり

7 質疑

仕様説明会を開催する案件については、その場で質疑を受け付けるものとし、仕様説明会を開催しない案件については、以下において受け付けるものとする。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構経理課管財係

電話 06-6877-3335

FAX 06-6877-3338

8 契約予定者の決定

見積もりの結果、見積参加者のした見積もりのうち、無効のものを除き、見積価格が予定価格の範

囲内で最低のもの提出した者を契約予定者として決定する。なお、契約予定者は、自社様式にて内訳書を提出するものとする。

9 同価見積の処理

見積徴取の結果、予定価格の範囲内の見積もりであって、かつ最低価格が同価見積もりであったときは、理事長が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせ、契約予定者を決定する。ただし、当該見積もりをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 再度見積

見積書徴取の結果、予定価格の範囲内の見積もりがない場合は、再度見積もりを徴取するものとする。ただし、再度見積もりを徴取しても予定価格の範囲内の者がいない場合においては、最低の価格をもって見積書を提出した参加者から順次随意契約の協議を行うことができるものとする。

11 参加者不在の取扱い

見積書の提出期限日時までに見積書の提出がない場合は、理事長が別途選定した者へ見積もりを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

12 見積結果の開札

見積もりの結果の通知は、契約予定者に対してのみ行う。ただし、見積もりの結果については、後日、経理課閲覧場所で閲覧に供する。なお、閲覧期間は1週間とする。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 契約書及び契約条項

- (1) 契約書は、機構のものを使用しなければならない（案件毎に提示）。ただし、契約書を省略できると理事長が判断した場合は、これを請書（案件毎に提示）に代えることができるものとする。
- (2) 支払は納入後、職員が検査を実施し、検査に合格したことを確認した後、適法な支払請求書を受理した日から原則30日以内とする。
- (3) 契約予定者は、速やかに契約書又は請書を提出しなければならない。

15 契約資格の喪失

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実を知った日から2年間の範

圏内で契約の相手方とせず、又はオープンカウンタ方式に参加させないことができるものとし、その通知は書面により行うものとする。

- (1) 機構の役員又は職員に対する贈収賄等、刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 契約予定者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 契約に関する調査に当たり虚偽の申出をした者。
- (5) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった者又は履行完了の見込がないことが明らかになった者。
- (6) 契約の履行につき不正行為があった者。
- (7) 契約に履行に関し、故意に機構職員の指揮監督に従わなかった者。
- (8) 契約事項に違反した者又は正当な理由なくして契約の履行を契約当初に定めた期限より著しく遅滞した者。